

## 入札説明書等に関する質問回答書

### <別添資料7 様式集>

	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
480	第1	2	(3)		使用ソフトは、表及びシュミレーションは……となっていますが、計算結果の数字のみの表か、または計算式の入ったものかご提示ください。	計算式の入ったものをご提出下さい。
481	第1	2	(3)		事業計画提案書、設計建設等業務提案書、維持管理業務提案書においてMicrosoftExcelにて作成する情報（計算式及び関数付）は1つの3.5インチフロッピーディスクに保存して提出するのでしょうか、別々の3.5インチフロッピーディスクに保存して提出するのでしょうか。	1枚の3.5インチフロッピーディスクに保存して提出して下さい。
482	第1	2	(3)	4)	各階平面図について、研究室や実験室は、標準的な一室について配管接続用BOXに引き込むとありますが、実験排水、実験排気配管、給排水、都市ガス、電力、情報等の配管・配線は接続用BOXに引き込み、バルブ止め等でよいのでしょうか。各設置備品に接続する必要があるのでしょうか。	の4項目めは削除します。 本事業に含む備品については所要の配管等の接続を行い、本事業に含まないものについてはバルブ止めとします。
483	様式1-1 様式1-2				グループ名は任意ですが、それとも代表企業名ですか。	代表企業名として下さい。
484	様式1-4～ 様式1-9				「業務工期」について考え方をご指示下さい。	設計、工事監理、工事施工それぞれの業務工期をご記入下さい。
485	様式1-4～ 様式1-9				「業務実績」は企業、担当者とも1件でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
486	様式1-5 様式1-7 様式1-9				設計実績（担当者）、工事実績（担当者）、主任技術者又は管理技術者の実績について、担当の個人名の記入が求められていますが、現時点では予定しているもので記入し提出しますが、実際の各業務開始時点となると異なる恐れがあります。その場合には実際に担当するものに変更可能と考えて宜しいのでしょうか。ご提示ください。	やむを得ない事情以外の変更は認められません。
487	様式1-8 様式1-9				下段の工事内容は何を記入するのでしょうか。必要事項はありますか。	工事の内容が把握できるような概要を文章にて簡潔にご記入下さい。
488	様式1-9				主任技術者又は監理技術者の実績について、建築工事・電気工事・機械設備工事のいずれかを で困末提出することになっていますが、電気工事・機械設備工事の参加資格を同一人が有する場合、その者を電機工事及び機械設備工事の主任技術者もしくは監理技術者として配置することが可能と考えますがよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりで結構です。
489	様式1-14				入札書について、代表者は代表企業の代表取締役・代理人は、入札書を持参する場合は「持参する人の氏名」を記入し、郵送の場合は「記入不要」と考えてよろしいのでしょうか。お示しください。	代表者以外の方が入札書を作成（入札の参加）する場合には、代理人名及び押印が必要です（持参のみをする人は代理人とはなりません。）。
490	様式1-15				2 不動産取得税について、「不動産取得税は非課税扱いとします。ただし、必要に応じて～お問合せ下さい」とあります。都道府県の税務局担当局に問合せた結果、不動産取得税が必要となった場合、それでも様式1-15及び様式1-14の入札金額には不動産取得税をカウントせず、落札後に不動産取得税相当額を上乗せした金額が契約金額となると理解してよろしいですか。	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、資料2に示す追加条項、追加条文が示されていることが必要です。なお、本件に関しては必要に応じて熊本県熊本県税事務所或いは総務省自治税務局都道府県税課にご確認下さい。
491	様式1-15				欄外 2に「不動産取得税については非課税扱いとします。ただし必要に応じて都道府県税務局担当局あるいは総務省自治税務局都道府県税課にお問合せ下さい。」とありますが、不動産取得税が実際に課税される、されないにかかわらず、提案上は非課税として入札金額を算出し、実際に課税された場合は入札金額の修正が認められるということでしょうか。それとも不動産取得税が非課税扱いとなることについて、当局の承諾が得られているということでしょうか。	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、資料2に示す追加条項、追加条文が示されていることが必要です。なお、本件に関しては必要に応じて熊本県熊本県税事務所或いは総務省自治税務局都道府県税課にご確認下さい。
492	様式1-15				入札金額内訳書について、 3に事業者の登録免許税は非課税とありますが、何に対する登録免許税を想定して記載されたものなのでしょうか。	「 3 事業者の登録免許税は非課税」を「本件施設の保存登記は大学が行います。」に訂正します。
493	様式1-15				欄外 3に「事業者の登録免許税は非課税です。」とありますが、具体的には、事業者のどの手続きに対する登録免許税を指しているのでしょうか。また登録免許税が実際に課税される、されないにかかわらず、提案上は非課税として入札金額を算出し、実際に課税された場合は入札金額の修正が認められるということでしょうか。	「 3 事業者の登録免許税は非課税」を「本件施設の保存登記は大学が行います。」に訂正します。
494	様式2-1-1				銀行名（固有名詞）は記入するのですか。	金融機関については、銀行名をご記入下さい。

<別添資料7 様式集>

	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
495	様式2-3				劣後ローンについて、事業の安定性に対する提案書の中に劣後ローンの記載がありますが、必ず劣後ローンを組むべきものなのか、組まなくてもよいのか事業者の判断と考えますが宜しいでしょうか。また、劣後ローンを組むことにより事業性の評価については、判断されないと考えますが如何でしょうか。	前段については、ご質問のとおり、劣後ローンは入札参加者の判断といたします。 後段については、ご質問のとおりです。
496	様式2-3				表に記載されている「想定される対応策」項目は記入例でしょうか。それとも記入必須の項目ということでしょうか。	表の想定される対応策は、必須項目です。その他の対応策がある場合は、欄を追加しご記入下さい。
497	様式2-5		5		長期収支計画について、公租公課とは具体的に何を想定されているのでしょうか。主に不動産取得税を想定されている場合、不動産取得税を開業準備費に算入し「本件工事費等(割賦原価)」に含めて提案することをご了解ください。	前段の公租公課については、入札参加者の判断とします。後段の不動産取得税については非課税扱いです。ただし、PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、資料2に示す追加条項、追加条項が示されていることが必要です。なお、本件に関しては必要に応じて熊本県熊本県税事務所或いは総務省自治税務局都道府県税課にご確認下さい。
498	様式3-4				ライフサイクルコストの期間について、ライフサイクルコストの考え方が維持管理開始後30年間となっておりますが、現状では約13年間について維持管理費として提示することになってはいますが、維持管理期間30年と考えた内容を提示すればよいのでしょうか。ご提示ください。	本件の維持管理期間は約13年間ですが、本件施設のライフサイクルコストについては、維持管理期間開始後30年間と、それ以降の30年間に対する提案を求めます。
499	様式3-9				仕上表中の床荷重の項目について、床荷重は、施設設計要求書の諸室仕様を示される各種備品の設置等に耐えられる設計積載荷重と理解しますが、同諸室仕様を示されている各種備品のうち、重量が明らかにされていない備品もあります。つきましては、各室に要求される単位面積あたりの積載荷重の基準値を御教えいただけないでしょうか。	施設設計要求書P4 3.「 学校建築構造設計指針・同解説」をご参照ください。
500	様式3-10				不動産取得税について、不動産取得税は非課税扱いとするが、必要に応じ都道府県税務局担当局あるいは総務省自治税務局都道府県税課に問い合わせることとありますが、不動産取得税の扱いについて、これまで大学側で当局と協議等を行われていれば、その結果を御教えください。(必要に応じて問い合わせ、との意味がよくわかりません)	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、資料2に示す追加条項、追加条項が示されていることが必要です。なお、本件に関しては必要に応じて熊本県熊本県税事務所或いは総務省自治税務局都道府県税課にご確認下さい。
501	様式3～ 様式4-4				所定の事項を記載すれば、枠線などの多少の移動や枠範囲拡大等は問題ないと考えてよいですか。	ご質問のとおり、問題ございません。